

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

被告 国

被告第14準備書面

平成28年9月21日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜 彦 代

被告指定代理人 伊 藤 清 隆 代

山 本 剛 代

石 村 竜 太 代

鈴 木 和 孝 代

飛 田 由 華 代

帆 足 智 典 代

鈴 木 優香子 代

檀 上 信 介 代

原 田 剛 代

中 川 雅 之 代

竹	原	友	深	
柴	田	英	一	
高	橋	正	史	
小	川	哲	兵	
大	城	朝	久	
矢	野		諭	
仲	村	淳	一	
海	田	孝	明	
井	藤	志	暢	
豊	島	広	史	
谷	川	泰	淳	
羽	田	野	誉	
市	村	知	也	
西	崎	崇	徳	
片	野	孝	幸	
小	林		勝	
岩	田	順	一	
鈴	木	健	之	

船田晃代 

反町幸之助 

佐藤秀幸 

永井悟 

鈴木雄一 

藤原弘成 

第1	原告らの主張は、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2)の意味を正解しないものであり、科学的な根拠のない独自の見解であること	5
1	原告らの主張	5
2	地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2)の「その際…経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」との記載の意味は、経験式そのものの修正を求めるものではないこと	6
第2	被告の主張が地震動審査ガイドを恣意的に解釈するものであり論理が破綻している旨の原告らの主張は、被告の主張を正解しないものであり、理由がないこと	7
1	被告の主張は「誤差」の概念と「ばらつき」の概念とを混同している旨の原告らの主張に理由がないこと	7
2	地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2)の「その際…経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」との記載について、被告がその内容を説明していない旨の原告らの主張に理由がないこと	8
3	被告の主張が地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2)とは全く異なることを主張しようとしている旨の原告らの主張には理由がないこと	8

原告らは、平成28年6月10日付け準備書面(15) (以下「原告ら準備書面(15)」という。)において、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2) (乙第52号証3ページ)の「その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」との記載について、上記ガイドの記載に係る被告第11準備書面第1(5ないし13ページ)における被告の主張は、①「誤差」の概念と「ばらつき」の概念とを混同するものである、②上記ガイドの記載内容を説明していない、③「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであること」という記載の意義に触れられていないなどとして、被告の主張は、地震動審査ガイドを恣意的に解釈するものであって、その論理が破綻しているなどと主張する。

以上の主張に対し、被告は、被告第11準備書面及び被告第13準備書面において上記ガイドの記載の意義等について述べたところではあるが、本準備書面において、原告らの上記主張が、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)の意味を正解しないものであり、科学的な根拠のない独自の見解であることについて改めて主張した上(後記第1)、上記ガイドの記載に係る原告らの主張は被告の主張を正解しないものであって理由がないことを述べる(後記第2)。

なお、略語は新たに用いるもののほか、従前の例による。

**第1 原告らの主張は、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)の意味を正解しないものであり、科学的な根拠のない独自の見解であること**

#### **1 原告らの主張**

原告らは、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)の「その際…経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」との記載について、「経験式は平均値としての地震規模を導き出すものである」が、「実際の観測データは平均値よりも大きい地震規模を示すものもあれば、平均値より小さい地震規模を示すものもある」ため、「耐震性(地震に対する安全性)を考える場合には、平均

値としての地震規模から基準地震動を導き出すのでは不十分であり、「平均値よりも大きい地震規模を示す観測データについてその平均値との隔たり（ばらつき・乖離）を考慮すべき」ことを要求するものである旨主張する（原告ら準備書面(15) 2（2ページ））。

かかる主張の趣旨は必ずしも明らかではないが、従前の原告らの主張（原告ら準備書面(12)第1の3ないし6（4ないし7ページ））からすると、原告らは、地震動審査ガイド I 3. 2. 3 (2)の記載について、経験式そのものを修正することを求める趣旨であると解しているようである。

## 2 地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2)の「その際…経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」との記載の意味は、経験式そのものの修正を求めるものではないこと

(1) しかしながら、被告第1 1準備書面第1の2（6ないし10ページ）及び被告第1 3準備書面第1の2（6ないし8ページ）で述べたとおり、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2)の「その際…経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」との記載の意味については、経験式を用いて地震規模を設定する場合に、当該地域の地質調査の結果等を踏まえて設定される震源断層に当該経験式を適用することの適否（適用範囲）を確認する際の留意点として、当該経験式とその前提とされた観測データ（データセット）との間の乖離の度合いを踏まえる必要があることを意味するものである。

したがって、当該経験式を適用することが適当であると判断した後に、当該経験式を用いて地震規模を設定するに当たり、当該経験式とその前提とされた観測データとの間の乖離の度合いを考慮し、当該経験式そのものの修正を求めることを意味するものではない。

(2) そして、被告第1 1準備書面第1の3 (1)（10及び11ページ）及び被告第1 3準備書面第1の2 (3)（8ページ）で述べたとおり、経験式そのものを修正すべきであるとの原告らの主張は、経験式が、最小二乗法を用い観

測データとの乖離を最小にして得られたものであることを無意味にするものであって、当該経験式の科学的な合理性を失わせることになるから、科学的合理性は全くない。

(3) 以上のとおり、原告らの上記主張は、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2) の意味を正解しないものであり、科学的な根拠のない独自の見解であって、理由がない。

第 2 被告の主張が地震動審査ガイドを恣意的に解釈するものであり論理が破綻している旨の原告らの主張は、被告の主張を正解しないものであり、理由がないこと

1 被告の主張は「誤差」の概念と「ばらつき」の概念とを混同している旨の原告らの主張に理由がないこと

原告らは、「被告はこの隔たり（引用者注：各観測データと経験式との隔たりの意）を『誤差』としているが、…誤りである。被告は、…ばらつきの意義をことさら弱めるため、意図的に誤差という誤った概念で説明しようとする」などと述べ、被告が「誤差」の概念と地震動審査ガイド I 3. 2. 3 (2) 記載の「ばらつき」の概念とを混同している旨主張する（原告ら準備書面(15) 3 (2 及び 3 ページ)）。

しかしながら、被告第 1 1 準備書面第 1 の 2 (3) イ（8 及び 9 ページ）及び被告第 1 3 準備書面第 1 の 2（6 ないし 8 ページ）で述べたとおり、被告は、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2) にいう「経験式が有するばらつき」の意義について、当該経験式とその前提とされた観測データとの間にある乖離の度合いをいうものと主張している。すなわち、かかる乖離が「誤差」と主張しているものではない。

したがって、被告が「誤差」の概念と「ばらつき」の概念とを混同している旨の原告らの上記主張は、その前提を欠き理由がない。

2 地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2)の「その際…経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」との記載について、被告がその内容を説明していない旨の原告らの主張に理由がないこと

原告らは、被告が、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2)の「その際…経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」との記載について、その具体的な内容を説明できていない旨主張する（原告ら準備書面(15)4（3及び4ページ））。

しかしながら、経験式の適用範囲を検討するに際し「ばらつき」を考慮することの意味については、被告は、被告第13準備書面第1の2（6ないし8ページ）において、その内容を具体例を用いて既に主張している。

したがって、原告らの上記主張は、その前提を欠き理由がない。

3 被告の主張が地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2)とは全く異なることを主張しようとしている旨の原告らの主張には理由がないこと

原告らは、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2)が「経験式が有するばらつき」を考慮する根拠は、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであること」にあるが、被告の主張は、当該記載の意義について全く触れることができおらず、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2)とは「全く異なることをいおうとしている」などと主張する（原告ら準備書面(15)5（4ページ））。

しかしながら、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2)は、「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」としている。この意味については、被告第13準備書面第1の2（6ないし8ページ）で述べたとおり、経験式を用いて地震規模を設定する場合に、当該地域の地質調査の結果等を踏まえて設定される震源断層に当該経験式を適用するこ

との適否（適用範囲）を確認する際には、経験式が、その前提とされた観測データに最小二乗法を用いて導き出した平均値を意味する以上、当該経験式とその前提とされた観測データとの間には当然乖離があるため、その乖離の度合いを踏まえる必要があることを意味するものである。

したがって、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3(2)において、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであること」を理由に「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」とされていることと、被告の主張とは何ら相反するものではなく、原告らの上記主張は理由がない。

以上

## 略称語句使用一覧表

事件名 大阪地方裁判所平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件  
 原告 134名  
 被告 国

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
関西電力	関西電力株式会社	答弁書	4	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	〃	〃	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	〃	〃	
本件各原子炉	大飯発電所3号炉及び4号炉	〃	〃	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその付属施設	〃	〃	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	〃	〃	第3準備書面で略称を変更
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
訴訟要件①	処分権限	〃	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性, ii 補充性	〃	〃	
訴訟要件④	原告適格	〃	〃	
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉及びその付属施設	〃	〃	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	〃	7	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	〃	〃	
技術基準適合命令	経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする、事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限等の命令	〃	10	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	〃	20	第1準備書面で略称を変更
安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	〃	23	乙3
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	第1準備書面	5	
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大臣	〃	〃	
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小	〃	10	

	法廷判決（民集46巻7号1174ページ）			
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）	第1準備書面	10	乙2。 答弁書から略称を変更。
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	〃	13	乙4
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について（昭和56年7月原子力安全委員会決定）	〃	14	
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について（平成17年12月15日原院発第5号）	〃	18	乙19
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	〃	19	乙20
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行後の原子炉等規制法	〃	24	第4準備書面で基本用語を変更
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	〃	26	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3号機、4号機 耐震安全性に係る評価について（基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価）」に対する見解	〃	30	乙23
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部会	〃	34	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	第2準備書面	4	
本件シミュレーション	平成24年10月24日付けで原子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	〃	6	
小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷	〃	9	

	判決(民集59巻10号2645ページ)			
原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	第2準備書面	18	
ICRP	国際放射線防護委員会	〃	28	
訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	第3準備書面	4	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	〃	〃	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	〃	5	
現状評価会合	大飯発電所3,4号機の現状に関する評価会合	〃	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	〃	〃	乙35
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	〃	〃	第4準備書面別紙参照
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	〃	8	
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	〃	〃	答弁書から略称を変更
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(レシピ)(平成21年12月21日改訂)	〃	14	乙36
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	〃	19	甲56
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	〃	21	
大飯破砕帯有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合	〃	26	
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破砕帯の評価について(案)	〃	32	乙39
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	第4準備書面	5	
改正原子炉等規制法	設置法附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	〃	〃	第1準備書面から基本用語を変更
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	〃	〃	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	〃	6	

福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	〃	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第4準備書面	18	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	〃	20	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	〃	〃	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	〃	〃	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	〃	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の2第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	〃	22	
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	〃	25	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	〃	28	
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	〃	29	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	〃	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	〃	29	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	〃	30	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第5準備書面	5	

重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第5準備書面	5	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	〃	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	〃	〃	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	〃	〃	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	〃	〃	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	〃	7	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定）	〃	〃	乙44
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定）	〃	〃	乙45
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定）	〃	8	乙46
耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定）	〃	〃	乙47
基準地震動	設置許可基準規則4条3項に規定する基準地震動	〃	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	〃	16	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	〃	28	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	〃	34	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	〃	〃	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	第6準備書面	4	

原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	第7準備書面	5	
炉心	発電用原子炉の炉心	第7準備書面	19	
旧F-6破砕帯	昭和62年の本件各原子炉の設置許可申請時に推定されていたF-6破砕帯	第8準備書面	5	
新F-6破砕帯	大飯破砕帯有識者会合において確認された旧F-6破砕帯とは異なる位置を通過する新たな破砕帯	〃	〃	
破砕帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破砕帯評価について」	〃	〃	乙49
本件各設置変更許可申請	関西電力が平成25年7月8付けでした本件各原子炉についての設置変更許可申請	〃	9	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	第9準備書面	6	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	〃	〃	
武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則—地震断層の影響および地震被害との関連—」	〃	〃	甲97
入倉・三宅式(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	〃	〃	甲96
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	〃	11	乙52
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	〃	〃	
推本	地震調査研究推進本部	〃	11	
地震等基準検討チーム	断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	〃	18	
入倉(2014)	入倉孝次郎=宮腰研=釜江「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	〃	25	乙57

原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	〃	〃	
島崎氏	島崎邦彦氏	〃	〃	
島崎発表	島崎邦彦氏の発表	〃	〃	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	〃	7	乙59
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	第14準備書面	5	